

(注意事項)

1 印鑑登録証亡失届書

- (1) この届けは、必ず本人が行ってください。やむを得ない理由で代理人によるときは、本人自署の委任状等が必要です。なお代理人による場合は、照会書を郵送し、回答書を持参していただいた日に抹消します。
- (2) 登録されている印鑑は必要ありません。
- (3) 印鑑登録証明書の交付申請をする場合は、新たに印鑑登録の手続が必要です。

2 印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証引替交付申請書

- (1) 印鑑登録証を添えて申請してください。
 - (2) 登録番号が読み取れない場合は、印鑑登録証亡失届として扱います。
- ※ 1・2の手続について、印鑑登録証が利用者識別カードを兼ねている場合は、別に手続が必要です。

- 印鑑登録証亡失届書
- 印鑑登録廃止申請書
- 印鑑登録証引替交付申請書

(宛先) 川崎市		区長	年	月	日	登 番	録 号
印 鑑 登 録 者	住 所	川崎市 区 (電話)					
	フリガナ	明治・大正・昭和・平成/西暦					
	氏 名	生 年 月 日	年	月	日		
理 由		<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 不用 <input type="checkbox"/> 汚損・き損 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の亡失 上記のとおり <input type="checkbox"/> 印鑑登録の廃止 を申請 (届出) します。 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の引替交付					
窓 口 に 来 た 人	<input type="checkbox"/> 本 人	氏 名	印				
	<input type="checkbox"/> 代理人	住 所	(電話)				
		フリガナ					
		氏 名	印				

※ 代理人による亡失届の場合は、委任状等が必要です。

文 書 照 会	
照 会 番 号	
照 会 送 付	
回 答 限 期	

抹 消 年 月 日	
登 録 番 号	

受 付	入 力	照 会	証 回 収	受 領 印